

カフェ・レストラン経費負担区分表

項目	内容	備考	負担区分	
			区	事業者
公共料金	光熱水費	厨房（電気・ガス・水道）事務室（電気）		○
	業務用電話・インターネット回線設置費及び使用料	設置に当たっては、区と協議により決定		○
	内線電話設置費	外線発信不可	○	
厨房設備	厨房の設備・機器類	別紙5「設計段階における区案 機器一覧」に掲げるもの ※事業者提案により変更あり	○※1	
	厨房の補修・維持費	原則として区負担 ※2 事業者の責による場合	○	○
什器・食器・内装飾等	飲食スペースの什器	イス、テーブル、ソファなど	○	
	厨房内の調理器具や食器等及び補充費	なべ、釜、食器、箸、スプーン、フォーク等		○
	レストラン内外の装飾費	サイン及びロゴデザイン、看板等		○
	事務室・更衣室・検収室等什器			○
	精算システムの購入費及び維持管理費	設置に当たっては、区と協議により決定		○
	飲食スペース 内装	区と協議により決定	○	
清掃・害虫防除	飲食スペース日常清掃費（1日1回）	床の清掃、多機能トイレ	○	※3
	飲食スペース定期清掃費 ※4	床（1回/年）、窓（2回/年）、エアコン（4回/年）	○	
	厨房内定期清掃費	グリストラップ（4回/年）、グリスフィルター（4回/年）、排水管（1回/年、高圧洗浄とする）、エアコン（6回/年）、厨房内排気ダクト（契約期間中に1回）		◎ ※5
	防虫・防鼠調査	厨房他諸室、飲食スペース	○	
	防虫・防鼠作業	調査に基づき消毒等の実施（実施の詳細は、区と協議により決定）		○
その他	廃棄物処理費（廃油含む）	回収頻度等については、区と協議により決定		○

※1 令和7年5月の協議以降の厨房等設備・機器購入は区負担では行わない。

※2 急を要する小破修繕（10万円以下程度）については、区に事前連絡の上、事業者にて修繕業者を手配できるものとする。ただし、その費用は事業者が負担する。

※3 日常清掃とは、日常的に実施する清掃業務をいう。事業者が行う日常清掃の内容は、仕様書「5 営業条件・形態等」（10）イを参照のこと。

※4 定期清掃とは、区が実施する臨時的清掃をいう。清掃頻度は変更する可能性がある。

※5 「◎」は、区の委託事業者が実施し、その費用を事業者に請求するもの。